

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20211202	ナナン物流株式会社(法人番号2280001008112) 代表者山本真司	島根県浜田市旭町今市384番地8	旭営業所	島根県浜田市旭町今市384-8	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年11月4日、情報提供を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)	0	0
20211214	竹原商店株式会社(法人番号9260001030573) 代表者竹原聡	岡山県倉敷市鶴の浦3丁目2-16	本社営業所	岡山県倉敷市鶴の浦3丁目2-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年12月3日及び令和3年1月15日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20211215	株式会社エム(法人番号9260001026720) 代表者榎野裕一	岡山県倉敷市中庄1504番地5	本社営業所	岡山県岡山市南区築港新町1丁目12番32号	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年12月4日、令和2年1月22日及び同年6月4日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のお書き遵守違反(安全規則第3条第4号)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計の記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項及び第2項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	34	34

20211217	有限会社西村商事(法人番号7260002027513) 代表者西村佳明	岡山県新見市哲多町花木2178番地	本社	岡山県新見市哲多町本郷852-2	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、同条第3項後段、法第17条第1項第1号、同項第2号、同条第4項及び法第60条第1項	令和2年11月4日及び令和3年4月9日、情報提供を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画の変更事後届出違反(施行規則第7条第1項第3号)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(6)整備管理者の変更届出義務違反(安全規則第3条の2)、(7)事業用自動車の定期点検整備記録簿の記録事項義務違反(安全規則第3条の2)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(9)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(10)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(11)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(15)運賃料金の変更事前届出違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	11	11
20211227	岩国紙物流株式会社(法人番号6250001012261) 代表者三紙ひとみ	山口県岩国市新港町二丁目6番2号	岩国支店	山口県岩国市飯田町1丁目3393-6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年6月29日及び同年12月22日、救護義務違反があったことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項及び第2項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0